

# 経済学史学会賞規程

## 第 1 条（受賞対象）

受賞対象となる業績は、経済学史研究として卓越した業績を上げた会員の単著とする。ただし、論文および外国語作品を排除するものではない。

## 第 2 条（受賞対象区分）

研究業績を、おおよそ①18 世紀末まで、②19 世紀、③20 世紀以降の 3 区分にし、3 年周期のローテーションで各対象区分から受賞業績を選考する。

## 第 3 条（選考委員会の構成）

代表幹事から指名された 5 名からなる特別委員会とする。委員構成は、対象区分を専門とする委員 4 名（うち 1 名を委員長とし、互選により定める）、専門としない委員 1 名とする。なお、代表幹事は委員を務めない。

## 第 4 条（委員の選出）

春の大会前日の幹事会で選出する。委員名は公表する。

## 第 5 条（委員の任期）

1 年任期とし、毎年改選する。

## 第 6 条（予算）

委員会に会議費・旅費を計上する。

## 第 7 条（選考対象の範囲）

授賞年の 1 月 1 日から起算して 5 年前から 3 年間に公刊された作品を選考対象とする。

## 第 8 条（選考期間と選考結果の報告）

委員会は 3 月末までに会議を開いて選考を行い、委員長が春の幹事会で選考結果を報告し、授賞理由を説明する。

## 第 9 条（受賞決定）

幹事会の承認を得て受賞の決定とする。

## 第 10 条（表彰）

受賞者には春の大会で代表幹事を通じて賞状を授与する。

## 第 11 条（賞金）

賞金はなしとする。

（付則）

- 1 当期の選考委員が当期の受賞者に選ばれることはできない。
- 2 この規定は 2016 年度から適用する。改廃は幹事会の審議による。

2016 年 5 月 27 日常任幹事会決定

2023 年 11 月 18 日幹事会改定